

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

原子力

該当部分	現 行	改 正 後
第1章 第1節 3	3 策定に際し尊重すべき指針 この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24（2012）年10月31日策定。平成30（2018）年7月25日改正。以下「対策指針」という。）及び「原子力災害対策の手引き」（平成27（2015）年3月策定）を十分に尊重するものとする。	3 策定に際し尊重すべき指針 この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24（2012）年10月31日策定。平成30（2018）年10月1日改正。以下「対策指針」という。）及び「原子力災害対策の手引き」（平成27（2015）年3月策定）を十分に尊重するものとする。
第4章 第1節 2	2 健康影響調査 2-1～3 （略） 2-4 飲料水・食品の安全確認 市（総合政策部・産業振興部・建設水道部）は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、県と連携して飲料水及び食品の放射性物質検査を <u>実</u> し、その安全性を確認する。	2 健康影響調査 2-1～3 （略） 2-4 飲料水・食品の安全確認 市（総合政策部・産業振興部・建設水道部）は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、県と連携して飲料水及び食品の放射性物質検査を <u>実</u> し、その安全性を確認する。
第4章 第3節 2	2 除染の実施 市（総合政策部・ <u>市民生活部</u> ）、県、防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。 原子力事業者は、県、市町等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。 なお、除染を実施する際は、市民等の意見を十分に尊重するものとする。 (1)～(5) （略）	2 除染の実施 市（総合政策部 _____）、県、防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。 原子力事業者は、県、市町等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。 なお、除染を実施する際は、市民等の意見を十分に尊重するものとする。 (1)～(5) （略）